

宮城県ママさんバレーボール連盟細則（案）

宮城県ママさんバレーボール連盟規約第5章第18条により本連盟の運営上必要とされる登録規定、審判規定、大会規定を次のように定める。

【登録規定】

チーム及び構成員は、連盟所定の登録手続きをしなければならない。

1. 登録資格は宮城県に居住する女性であること。

但し、独身者は20歳以上とし、3名登録することができる。

2. 登録は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3. チーム登録は、(1)一般の部・(2)いそじの部・(3)ことぶきの部とする。

また、複数の部に登録することができる。

(1) 一般の部

チームは、県内に居住している人で構成すること。

(2) いそじの部

チームは、県内に居住している50歳以上で構成すること。

(3) ことぶきの部

チームは、県内に居住している60歳以上で構成すること。

4. チーム登録及びすべての追加登録は年度内いつでもできる。但し、大会に参加する監督・コーチ・マネージャー・選手の追加登録は、代表者会議までとする。

5. 登録時のチーム名はその年度内は変更できない。

6. 登録時のチーム代表者はその年度内は変更できない。但し、転居・退部の場合を除く。

7. チーム構成員の登録の変更（追加・退部・住所等）は、連盟所定の「登録変更届」に必要事項を記入の上、代表者が提出しなければならない。

8. 連盟に登録したチームの選手は、原則としてその年度内は、他の登録チームに移籍できない。

9. チームの登録構成は、次のとおりとする。

①チームの選手登録人数は、20名以内とする。

②選手登録は、一般の部・いそじの部・ことぶきの部、それぞれの部1チームに限る。

③監督・コーチ・マネージャーとしての登録及び参加は、複数チームでも

よい。但し、同一組合せ及び同日試合の場合の参加は、1チームに限る。
また、選手が他チームの監督・コーチ・マネージャーを兼ねる場合も同じである。

④コーチ・マネージャーは、各1名とする。

⑤チーム内で選手は監督・コーチ・マネージャーを兼ねることができる。

罰 則

1. 【登録規定】【大会規定】に違反をしたチームと構成員は、原則として違反判明日から一年間各種大会に参加できない。
2. 上記以外の違反については、理事会で審議する。

【審判規定】

1. 本連盟の認定講習会を受講し認定された人が、公認審判員として登録できる。
2. 他県からの転入審判員については、他県の連盟または協会の公認を有効とし登録できる。
3. 公認審判員は、毎年本連盟の審判研修会を受講しなければ、その年度は活動できない。

各種届けの提出先は、「連盟理事長宅」とする。

本連盟細則は、昭和55年度より適用される。

昭和60、61、62、63、平成元年、2、3、4、6、7、8、9、13、15、18、19、21、22、23、24、26、27、28、29、31、令和2、3、4、5、7（2025年度）一部改正

宮城県ママさんバレーボール連盟